

政 法 第 1 8 9 1 号
答 申 第 3 9 7 号
平 成 2 6 年 1 0 月 2 7 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年4月26日付け東地振第250号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第477号

平成24年4月1日付けで異議申立人から提起された、平成24年3月16日付け東地振第1766号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした情報のうち、設置場所を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成24年3月16日付け東地振第1766号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、部分開示された合併処理浄化槽概要書のうち、浄化槽の設置場所についての開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、平成24年2月18日付けで千葉県知事に千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づく行政文書の開示請求をした。

開示請求した行政文書は、特定の株式会社（以下「特定会社」という。）に関して、合併処理浄化槽の設置場所が記載された合併処理浄化槽概要書（以下「本件対象文書」という。）である。

(2) 実施機関が設置場所を不開示とする理由

実施機関が、本件対象文書のうち設置場所を不開示とする理由は、「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため」である。

この理由は、条例第8条第2号「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に基づく。

すなわち、条例第8条第2号「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害する恐れがあるもの」には該当しない。

(3) 条例第8条第2号に規定する個人情報に該当しない。

本件対象文書をみると、浄化槽を一戸建てに設置する旨が記されているが、住所＝設置場所であると処分庁が判断できる絶対的な根拠はない。

浄化槽の設置場所＝個人の住所である根拠がない限り、浄化槽の設置場所を不開示とすることは不当である。

仮に、住所＝設置場所であるとしても、千葉県の人口は6,206,334人(平成24年1月1日現在)であるから、設置場所の全部を不開示とする合理的な理由は無い。市町村及び町名等を開示しても特定の個人を識別することができないことは明白であり、処分庁が設置場所のうち全部を不開示としたことは、個人情報の過剰な保護である。

(4) 条例第8条第2号ロに該当する。

浄化槽法(昭和58年法律第43号)の目的は「浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、持って生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること」である(浄化槽法第1条)。

本件対象文書を見ると、処理した汚水の放流先は側溝であると記されているから、当該合併処理浄化槽が生活環境及び公衆衛生に深くかかわることは明らかであり、当該浄化槽の設置場所は人の生命、健康、生活又は財産を守る上で重要な事実該当する。

すなわち合併処理浄化槽の設置場所は、条例第8条第2号ロに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

したがって、仮に浄化槽の設置場所が条例第8条第2号に規定する個

人情報に該当するとしても、条例第8条第2号ロの規定により、浄化槽の設置場所は開示されるべき情報である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求及び対象文書の特定について

平成24年2月18日付けの開示請求書の請求内容は、浄化槽設置場所が記載された合併処理浄化槽概要書（特定会社に関するもの。以下「本件請求」という。）であり、実施機関は、本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

2 本件対象文書の内容

(1) 本件対象文書は、建築主が建築主事又は指定確認検査機関に建築確認申請又は計画通知をする場合に、浄化槽の設置に関し千葉県浄化槽取扱指導要綱に基づき提出する図書である。

また、本件対象文書は、建築主である特定会社から指定確認検査機関に提出されたものである。

(2) 浄化槽の設置を伴う建築確認申請等を受けた建築主事又は指定確認検査機関は、管轄保健所長に通知することとされ、千葉県では、この通知を「合併処理浄化槽概要書」の送付により行うこととしている。

通知を受けた保健所は、衛生面での支障を未然に防止する観点から審査を行う。

(3) さらに、千葉県では、保健所から浄化槽の設置場所を管轄する地域振興事務所に「合併処理浄化槽概要書」の写しを送付することとしており、本件対象文書は、管轄保健所から東葛飾地域振興事務所に送付されたものである。

3 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

以下の事由により、当該条項に該当すると認められる。

ア 本件対象文書における設置場所の情報は、浄化槽の設置場所であると同時に一戸建ての住宅の所在地、すなわち住所であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る

ものである。

イ また、住所だけでは、必ずしも特定の個人を識別することができないと考えた場合であっても、住宅地図や表札等の他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。

ウ 仮に、上記ア、イによって、特定の個人を識別することができないと考えた場合であっても、開示することにより、居住者が使用する浄化槽のメーカー・型式・性能・千葉県浄化槽協会登録番号、住宅の床面積等の情報が公になり、個人の権利利益を害するおそれがある。

(2) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書に記載されている法人の代表者の印影は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、これにふさわしい形状を有し、契約書等重要書類に使用するものとして、特別な管理をしている印鑑であるものと推察され、公にすると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

4 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、浄化槽の設置場所が個人の住所である根拠がない限り、浄化槽の設置場所を不開示とすることは、条例第8条第2号に該当せず、また、浄化槽の設置場所が個人の住所であるとしても、設置場所の市町村名及び町名等を開示しても特定の個人を識別することができないことから、全部を不開示とする合理的な理由がない旨主張する。

しかしながら、今回の「合併処理浄化槽概要書」における設置場所については、上記3のとおり、同条例第8条第2号に規定する不開示情報に該当するものである。

(2) また、異議申立人は、合併処理浄化槽は生活環境及び公衆衛生に深く関わるものであることから、条例第8条第2号ロに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するため、浄化槽の設置場所については、仮に条例第8条第2号に該当するとしても、開示されるべき情報である旨主張する。

しかしながら、当該設置場所に設置された浄化槽について、現に生活

環境の保全及び公衆衛生上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる状況にはないことから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる不開示情報の例外に該当するものではない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定は、上記第2の1及び第3の1のとおりである。

2 本件対象文書について

本件対象文書の内容は、上記第3の2のとおりである。

また、本件対象文書を当審査会で見分したところ、本件対象文書には、設置者の住所・氏名、設置場所、施設の名称、建築物の用途などの設置者及び設置施設に係る事項と処理対象人員、放流先、登録番号、製造業者、設計水量・水質、工事業者、保守点検契約業者などの合併処理浄化槽に係る事項等が記載されている。

3 条例第8条第2号該当性について

- (1) 実施機関は、本件対象文書のうち、合併処理浄化槽の設置場所（以下「本件設置場所」という。）は、条例第8条第2号に該当する個人情報として不開示とした旨説明する。

しかし、本件対象文書は、特定会社が作成・提出したものであり、当該特定会社が合併処理浄化槽の設置者として記載されていることから、本件対象文書は全て当該法人に係る情報であるといえる。そして、本件対象文書のいずれの項目にも、具体的な特定個人の情報が記載されているものとは認められず、本件設置場所は、法人である特定会社の情報とは認められるものの、特定の個人に関する情報とはいえない。

- (2) 実施機関は、上記第3の3(1)のとおり、本件設置場所は一戸建て住宅の住所であるから、個人に関する情報である旨主張する。

しかしながら、当該建物が将来、個人の住居となる可能性があったとしても、本件設置場所が条例の不開示情報に該当するかどうかは、開示

請求があった時点で判断すればよく、本件請求時点で本件対象文書に係る物件が特定個人の所有となっていたなど特段の事情も、実施機関の説明からは認められないことから、本件設置場所は個人に関する情報とは言えないものと判断する。

実施機関のその余の主張は、本件設置場所が、個人に関する情報であるとの前提に立った上での主張であり、上記のとおり設置場所は個人に関する情報ではないから、それらの主張は前提を欠くものである。

以上のとおり、本件設置場所は、条例第8条第2号に該当するとは認められない。

4 条例第8条第3号該当性について

上記3のとおり、本件設置場所は、法人に関する情報であるところ、当該情報は、法人が建築した建物に関する情報であって、当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するものとは認められない。

よって、本件設置場所は、条例第8条第3号に該当するとは認められない。

5 異議申立人のその余の主張について

異議申立人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり実施機関は、本件設置場所の情報について開示すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年4月26日	諮問書の受理
平成24年6月15日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年6月24日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成26年7月29日	審議
平成26年9月16日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
日 名 子 暁	弁 護 士	
湊 弘 美	弁 護 士	

(五十音順：平成26年9月16日現在)